

第4回 基準等検討ワーキンググループ

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】幼保連携型認定こども園の認可基準	・・・	4
【資料3】確認に関する運営基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）	・・・	8

ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

ロードマップ

(1)子ども・子育て会議のロードマップ

	平成25年度			平成26年度					
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 H26.11	第9回 H27.1
ア 認可基準等の協議				H26年4月末に政省令公布			9月市会に条例案提出		
現認可等基準（現状確認）									
新制度における認可基準・確認基準			1	1					
放課後児童健全育成事業の基準			1						
支給認定基準			1				26年度早期に国の骨格が提示される予定		
イ 利用者負担の協議					1				

(2)基準等検討ワーキンググループのロードマップ



	平成25年度		平成26年度		
	第1回 11.27	第2回 1.29	第3回 4.14	第4回 5.12	第5回 7.14
ア 認可基準・確認基準等の協議					
現認可等基準（現状確認）					
国基準部会の議論確認		1		2	
新制度における認可等基準		1		2	
放課後児童健全育成事業の設備・運営基準		1			
イ 支給認定基準(保育の必要性の認定)の協議					
現保育実施基準（現状確認）					
国会議の議論確認		1			
新制度における支給認定基準		1			
ウ 利用者負担の協議					
現利用者負担（現状確認）					
国基準部会の議論確認					
新制度における利用者負担					

協議

協議終了等（確定）

- 1 検討中の国の案をもとに協議
- 2 第3回基準等検討ワーキンググループで協議事項を積み残した場合の予備日

第3回基準等検討ワーキンググループ 協議等まとめ

(1) 地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準について

事務局案について意見交換を行ない、以下のとおりワーキンググループの意見をまとめた。

家庭的保育事業については、事務局案のとおりとするが、詳細の運用については要綱などで規定すべきとの意見が出された。ただし、給食について、経過措置後の調理業務委託を認めず、基本的には5年間で自園調理ができる体制を整えるべきとのワーキングの考えに対し、事務局から調理業務委託を認めないことについて、再度検討した上で子ども・子育て会議への報告の際に検討結果を示したいと回答した。

居宅訪問型保育事業については、事務局案に一定の理解が示され、保育を提供することに公費が投入されることとなった点を評価されたところであるが、1対1で保育することの危険性にも配慮して、実際の運用では慎重に行うべきであるとの意見が出された。また、具体的な事業内容がわからないとの意見があったことから、次回の子ども・子育て会議において事務局より詳細な説明をすることとなった。

事業所内保育事業については、事務局案で問題ないと考えられるが、本事業に参入する施設に対しては、確実に基準を満たすことを求め、市としても監査を徹底することが必要であるとの意見が出された。

(2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

事務局より事務局案の説明をしたところ、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園との違いや、職員配置と学級編制の関係などについて質問があり、引き続き第4回基準等検討ワーキンググループにおいて協議する旨が確認された。

(3) 確認に関する運営基準について

第4回基準等検討ワーキンググループにおいて協議する旨が確認された。

第4回基準等検討ワーキンググループ 協議事項

(1) 幼保連携型認定こども園の認可基準

事務局案について、国の府令・省令と比較して協議を行い、基準の内容についてワーキンググループの意見をまとめる。

その上で、第5回西宮市子ども・子育て会議（平成26年5月27日開催予定）に報告する。

(2) 確認に関する運営基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

事務局案について、国の府令と比較して協議を行い、基準の内容についてワーキンググループの意見をまとめる。

その上で、第5回西宮市子ども・子育て会議（平成26年5月27日開催予定）に報告する。

議事（１）幼保連携型認定こども園の認可基準

1 認定こども園の内容

幼稚園、保育所等のうち、次の機能を備え、認定基準を満たす施設で、「認定こども園」の認定を受けた施設をいい、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４種類が存在する。

- ┌ 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- └ 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

2 国の基本的な考え方

（１）従うべき基準

- ・学級編制及び配置する職員及び員数
- ・主要な設備に関する事項（保育室の床面積等）
- ・重大な運営に関する事項

（２）具体的な方針

- ・幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い基準を引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所のいずれかのみに適用がある事項は、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考とする。

3 各基準について

（１）職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

保育認定の有無にかかわらず、満３歳以上のこどもの教育課程に係る教育時間は、学級を編制する（年度の初日前日に同年齢の子どもで編制する。）

１号認定子どもと２号認定子どもを一体的に学級編制することを基本とし、弾力的取扱いを認める。満３歳以上のこどもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。

ア 0歳児	3 : 1
1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1
4・5歳児	30 : 1

イ 3歳以上のこどもの学級編制について、1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(2) 園舎・保育室などの面積 従うべき基準

国が示している対応案

園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。)は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。

- ・ 幼稚園基準
 - 1学級：180 m²、 2学級以上：320+100×(学級数-2)m²
- ・ 乳児室：1人につき1.65 m²、ほふく室：1人につき3.3 m²
- ・ 保育室または遊戯室：1人につき1.98 m²

西宮市の基準として、乳児室については西宮市における保育所の認可基準に準じて子ども1人につき3.3 m²を確保し、その他は国が示す基準に準拠する。

(3) 給食(自園調理) 従うべき基準

国が示している対応案

原則として自園調理とする。

満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能とする。

満3歳未満の子どもについて、外部搬入を認めない。

食事提供を求める2号認定・3号認定子どもに対して、園の行事などの際の弁当持参を認める弾力取扱いを可能とする。

外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を必要とする。

食事提供の範囲は、2号認定・3号認定子どもとし、1号認定子どもへの食事提供は園の判断とする。

自園調理の場合、原則として調理室を設置する。

ただし、食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能とする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(4) 園庭の設置・面積 従うべき基準

国が示している対応案

園庭は必置とする。

園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とする。

以下のア、イを合計した面積以上とする。

- ア(満3歳以上の園児)：幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。
 - ・ 保育所基準：1人につき3.3 m²
 - ・ 幼稚園基準()
 - 2学級以下：330+30×(学級数-1)m²、3学級以上：400+80×(学級数-3)m²
- イ(満2歳の園児)：保育所基準による面積 1人につき3.3 m²

子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は認めない。(実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない。)

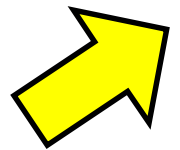
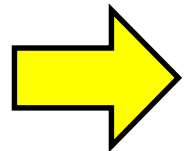
ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入を可能とする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

< 参考 > 幼稚園・保育所からの移行のイメージ

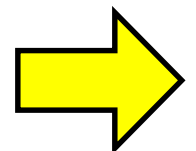
保育所（西宮市の認可基準）

年齢	定員 (100人定員)	職員数		
				資格
5歳	41人	20:1	2人	保育士資格
4歳				
3歳	20人	20:1	1人	保育士資格
2歳	15人	6:1	5人	保育士資格
1歳	15人			
0歳	9人	3:1	3人	保育士資格
合計			11人	保育士資格



幼稚園（兵庫県の認可基準）

年齢	定員 (180人定員)	学級編制		
				資格
5歳	60人	(35人学級)	2学級	2人(教員免許)
4歳	60人	(35人学級)	2学級	2人(教員免許)
3歳	60人	(25人学級)	3学級	3人(教員免許)
合計			7学級	7人(教員免許)



「保育教諭」：幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたもの

幼保連携型認定こども園

年齢		定員(人)			職員数		学級編制(学級)		
		国基準	1号	2号			合計	(国基準) 3~5歳児:35人	(県基準) 4~5歳児:35人 3歳児:25人
5歳		30:1	45人	15人	60人	4人 (保育教諭)	2学級 (35人学級)		
4歳		30:1	45人	15人	60人		2学級 (35人学級)		
3歳		20:1	45人	15人	60人	3人 (保育教諭)	2学級	3学級	
3号	2歳	6:1	15人			5人 (保育教諭)	(担任) 6人	(担任) 7人	
	1歳		15人						
	0歳	3:1	9人			3人 (保育教諭)			
職員配置(園長が専任でない場合、1人増加)						16人(保育教諭)			

幼稚園型認定こども園

年齢			定員			職員数		学級編制
			県基準		短時間 (1号)	長時間 (2号)	合計	短時間 (1号)
短時間	長時間	短時間 (1号)	長時間 (2号)	合計				
5歳	35:1	30:1	45人	15人	60人	2.5人 (教員免許または 保育士資格)	1人 (保育士資格)	2学級
4歳	35:1	30:1	45人	15人	60人			2学級
3歳	25:1	20:1	45人	15人	60人	1.8人 (教員免許または 保育士資格)	0.7人 (保育士資格)	3学級
2歳	6:1		15人			5人 (保育士資格)		担任:7人(教員免許)
1歳			15人					3人 (保育士資格)
0歳	3:1		9人			14人		
職員配置								

職員配置数

$$= (0歳児 \times 1/3) + \{(1歳児 + 2歳児) \times 1/6\} + (3歳児の短時間利用児 \times 1/25) + (4 \sim 5歳の短時間利用児 \times 1/35) + (3歳児の長時間利用児 \times 1/20) + (4 \sim 5歳の長時間利用児 \times 1/30)$$

議事（２）確認に関する運営基準

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

１ 「確認」について

（１）確認とは

子ども・子育て支援新制度において、認可を受けた施設・事業者が給付等の支援対象となるために市町村から確認を受ける必要がある。

その上で、支給認定を受けた子どもが確認を受けた施設・事業者を利用することで、施設型給付・地域型保育給付を受けることができる。

（２）認可と確認の違い

認可・・・施設が目的にあった基準を満たしていること

確認・・・施設が公費の支給対象施設・事業であること

施設・事業			認可(認定)		確認	
			根拠法	認可(認定)主体	根拠法	確認主体
教育・ 保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	西宮市	子ども・子育て 支援法	西宮市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	認定こども園法 学校教育法 児童福祉法	兵庫県		
	幼稚園		学校教育法	兵庫県		
	保育所		児童福祉法	西宮市		
地域型 保育事業	小規模保育事業		児童福祉法	西宮市		
	家庭的保育事業		児童福祉法			
	居宅訪問型保育事業		児童福祉法			
	事業所内保育事業		児童福祉法			

２ 従うべき基準

利用定員

施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

3 国が示す基準（内閣府令 平成 26 年 4 月 30 日公布）

利用定員に関する基準	
利用定員 従うべき基準	確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員 20 名以上とする。 1号：3～5歳 2号：3～5歳 3号：1・2歳 3号：0歳 で定員を設定する。 地域型保育事業の利用定員については以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業 1人以上 5人以下 ・小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ・小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型保育事業 1人 0歳 1・2歳 で定員を設定する。
運営に関する基準	
内容および手続の説明・同意 従うべき基準	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。
正当な理由のない提供拒否の禁止 従うべき基準	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
あっせん、調整および養成に対する協力 従うべき基準	当該施設・事業の利用について市町村が行うあっせん及び要請又は市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
受給資格等の確認 参酌すべき基準	施設・事業者は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認するものとする。
支給認定の申請に係る援助 参酌すべき基準	施設・事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
心身の状況等の把握 参酌すべき基準	施設・事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。
小学校との連携 参酌すべき基準	施設・事業者は、小学校における教育等との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。
教育・保育の提供の記録 参酌すべき基準	施設・事業者は、教育・保育の提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。
利用者負担額等の受領 従うべき基準	教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

<p>給付費等の額に係る通知等</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>施設・事業者は、法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>教育・保育の取扱方針</p> <p>従うべき基準</p>	<p>次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園（を除く） 幼稚園教育要領及び保育所保育指針 幼稚園 幼稚園教育要領 保育所 保育所保育指針</p> <p>地域型保育事業は、保育所保育指針に準じて保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
<p>特定教育・保育に関する評価</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>特定教育・保育施設は、自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない</p> <p>定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>
<p>相談及び援助</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</p>
<p>緊急時等の対応</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>職員は、現に教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>支給認定保護者に関する市町村への通知</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>施設・事業者は、支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>
<p>運営規程</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>施設・事業の目的及び運営の方針 提供する教育・保育の内容 職員の職種、員数及び職務の内容 教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求め る理由及びその額 利用定員 施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他重要事項</p>
<p>勤務体制の確保等</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>施設・事業者は、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>施設・事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>定員の遵守</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>

<p>掲示</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>施設・事業者は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
<p>支給認定子どもを平等に取り扱う原則</p> <p>従うべき基準</p>	<p>施設・事業者は、子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>
<p>虐待等の禁止</p> <p>従うべき基準</p>	<p>職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>懲戒に係る権限の濫用禁止</p> <p>従うべき基準</p>	<p>施設・事業の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。</p>
<p>秘密保持等</p> <p>従うべき基準</p>	<p>職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>情報の提供等</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>施設・事業者は、支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>利益供与の禁止</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>当該施設・事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>苦情解決</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>提供した教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>地域との連携</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>
<p>事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>従うべき基準</p>	<p>事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと <p>子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>会計の区分</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>

<p>記録の整備</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p>	
<p>特定教育・保育施設等との連携</p> <p>従うべき基準</p>	<p>特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）</p> <p>居宅訪問型事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。</p>

4 西宮市の方針

国が示す基準に準拠する。